

**地域住民への説明会、利用者・その他利害関係者への意見照会の結果を踏まえ、  
令和6年度協議運賃分科会（第1回）に諮る事項について**

地域住民への説明会、利用者・その他利害関係者への意見照会の結果を踏まえ、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、令和6年度協議運賃分科会（第1回）に以下の事項を諮ります。

記

**1 令和6年度協議運賃分科会（第1回）に諮る事項**

- (1) AIオンデマンド交通実証実験の運行計画（案）に係る運賃は、資料2-1に記載の額とすること。
- (2) 「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」を発行すること。

参照 [資料4-2]